

平成29年12月14日  
京阪京都交通株式会社

## 京阪グループ共通バスカードの払い戻しについて

いつも京阪京都交通をご利用くださりまして、誠にありがとうございます。  
すでに発売を終了いたしました「京阪グループ共通バスカード」につきましては、平成30年1月31日（水）をもって利用を終了させていただきます。  
これに伴い、「京阪グループ共通バスカード」の未使用残額の払い戻しを平成30年2月1日（木）より行います。

### 記

1. 対象となるカード  
・京阪グループ共通バスカード

2. 払い戻し期間  
平成30年2月1日（木）～平成35年（2023年）1月31日（火）

3. 払い戻し窓口  
亀岡駅前案内所、桂駅東口案内所

※その他京阪バスでの取扱い窓口

守口市駅案内所、寝屋川市駅案内所、香里園駅案内所、枚方市駅案内所、樟葉駅定期券発売所、山科駅案内所、石山駅案内所、京都駅八条口案内所

4. 払い戻し方法  
下記計算方法にて無手数料で払い戻しいたします。

《京阪グループ共通バスカード》

発売額×(カード残額÷利用可能額)＝払い戻し額(端数が出た場合は10円単位に四捨五入します。)

(例) 2,070円分を使用された残額3,430円の5,000円券を払い戻しされる場合  
5,000円×(3,430円÷5,500円)≒3,120円の払い戻し

5. その他  
・スロットとKANSAIカードの払い戻しは当社窓口で行いません。お手数をお掛けしますが、詳しくは発行社局までお問い合わせ願います。

6. お問い合わせ先  
京阪京都交通株式会社 管理部企画課 0771-22-3434（代表）9:00～18:00／土・休日除く  
西京営業所 075-382-4888  
亀岡営業所 0771-23-8000

以上